高知労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和7年10月30日

【照会先】

高知労働局労働基準部監督課

監督課長吉本雄一 主任地方監察監督官上久保賢吾 (電話) 088-885-6022

11月は「過労死等防止啓発月間」です

~過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施~

高知労働局(局長 菊池 宏二)では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います(別添1)。

この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年 11 月に実施しており、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として、高知労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換会や、過重労働や賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導などを行います。

【取組概要】

1 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します (別添2参照)

このシンポジウムでは、過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会を目指し、その取組のきっかけとなるよう、有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇いただきます。過労死等の現状や課題、防止対策について考えてみましょう。お申し込みは、別添3のリーフレットをご確認いただき、特設ホームページからお願いします。

- ◆ 開催日時 令和7年11月25日(火)13:30~16:00(受付13:00~)
- ◆ 参加費用 **無料**
- ◆ 会 場 ちよテラホール(高知市知寄町2丁目1-37 ちより街テラス3F)
- ◆ 基調講演 「過労死の実情と求められる防止策」

(八王子合同法律事務所 弁護士 白神 優理子 氏)

2 「過重労働解消キャンペーン」を実施します

- (1) 11月1日(土)に下記相談窓口にてフリーダイヤルによる特別労働相談を実施します。
 - ◆過重労働解消相談ダイヤル(※労働基準監督官が、相談に対応します。)

(受付時間 9:00~17:00)

電話番号 0120-794-713 (フリーダイヤル)

過重労働相談受付集中期間の設定及び特別労働相談受付窓口を開設します

11月1日(土)から7日(金)の一週間は過重労働相談受付集中期間とし、以下の窓口で労働に関する相談を受け付けています。

◆ 労働条件相談ほっとライン(厚生労働省委託事業)

(月~金 17:00~22:00/土日・祝日 9:00~21:00)

電話番号 0120-811-610 (フリーダイヤル)

◆ 高知労働局監督課及び県内各労働基準監督署 (平日 8:30~17:15)

(土日・祝日を除く)

高知労働局 監督課 088-885-6022 高知労働基準監督署 088-885-6031 須崎労働基準監督署 0889-42-1866

四万十労働基準監督署 0880-35-3148

安芸労働基準監督署 0887-35-2128

(2) 高知労働局長とベストプラクティス企業による意見交換を実施します

長時間労働の削減をはじめとする働き方の見直しに向けた取組を推進するためには、企業と働く人、関係者が協力して、就労環境そのものを変えていく必要があります。

今年度は、社会福祉施設を運営する中で、労働者が健康に働くことのできる環境整備に向けて協力して取り組んでいる事業者をお迎えし、高知県社会福祉協議会とともに高知労働局長が意見交換を行います。

地域に広く紹介することを目的としているため、当日の<u>報道機関の皆様の取材をお待ちして</u>おります。監督課あて電話いただき、直接会場までお越しください

◆ 企 業:株式会社 幸(さち)

◆ 日 時:令和7年11月6日(木) 午前10時から午前11時30分まで(予定)

◆ 場 所:高知労働局 会議棟301会議室(高知市南金田1番39号)

(3) 重点監督を実施します

長時間にわたる過重な労働や賃金不払い残業が疑われる事業場などへ重点的な監督指導を 行います。

上記の他にも、メール相談窓口や労働条件関係のポータルサイトを開設しています。

■ 労働基準関係情報メール窓口

厚生労働省ホームページ内の「労働基準関係情報メール窓口」で、職場における 賃金不払残業、その他労働基準法等に関する情報を受け付けています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

■ ポータルサイト「確かめよう 労働条件」

労働者向け、事業主向け、学生・生徒向けなどに分類して、労働条件や労務管理に 関するよくある質問と解説や裁判例などを掲載しています。

http://www.check-roudou.mhlw.go.jp

【別添1】しごとより、いのち

【別添2】過労死等防止対策推進シンポジウム

【参考資料】しごとより、いのち(パンフレット)

にごとより、

働くことは、生きること。仕事は、たいせつ。

でも、働き過ぎて心や体の健康を損なうことは、絶対にあってはならないこと。 どんなに時代や働き方が変化したとしても、それはあたりまえのこと。 あなたの職場環境のこと、みんなで一緒に考え直してみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して 働き続けることのできる社会へ





11月は過労死等防止啓発月間です。

過労死等啓発月間には、過重労働解消キャンペーンを実施しています

労使の主体的な取組を促進します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

労働局長によるベストプラクティス企業の職場訪問等を実施します

都道府県労働局長が管内の企業を訪問する等により、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を 収集し、広く紹介します。

長時間労働が疑われる事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

労働相談を実施します

11月1日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国 一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相 談に応じます。

相談無料

4

令和**7年11月1**日(土) 9:00~17:00

なくしましょう 國 0120-79

11月1日~7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、 「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細 bttps://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/



5

過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、 「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。 *詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ 🕨 https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/



11月を中心に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止 について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ ▶ https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/

参加費無料



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないように、 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。



「しわ寄せ」防止特設サイト https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/





過労死をゼロにし、健康で充実して 働き続けることのできる社会へ



11月を中心に、全国47都道府県、 参加無料 過労死等防止対策推進シンポジウム ▶ 0570-026-027 (月一会 9:00~17:30)





っとは

4_{nswer}

お お け け る強 る 過 やこ 重 し 心 な 理的 負 ら 荷 負 の に 疾患 荷 ょ る脳 による精神障害を のことです。 ·心臟疾患

業務

過労死等の定義

◎業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患 を原因とする死亡

◎業務における強い心理的負荷による精神障害を原因 とする自殺による死亡

)死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心 心臓疾患

長時間労働と過労死等

長期間にわたる特に過重な労働は、著しい疲労の

■ 時間外・休日労働時間と健康障害リスクの関係

時間外・休日労働がおおむね月4時間を超えて長くなる 疾患に係る労災認定基準においては、週40時間を超える 疾患の発症に影響を及ぼすと言われています。脳・心 をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには脳・心

ほど、業務と発症との関連性が徐々に強まり、発症前1

.間におおむね100時間又は発症前2か月間な

時間外•休日労働時間 健康障害のリスク 月100時間超または 高 2~6か月平均で月80時間を超えると 長くなるほど 徐々に高まる t t 月45時間以内 低

《注意》

関連性が強いと評価できるとされています。

る時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との

か月間にわたって1か月当たりおおむね80

時間を超え

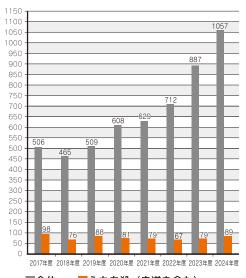
- ①上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討 結果を踏まえたものです。
- ②業務の過重性は、労働時間のみによって評価されるものではなく、就労態様の諸要因も含め て総合的に評価されるべきものです。
- ③「時間外・休日労働時間」とは、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合に おけるその超えた時間のことです。
- ④2~6か月平均でおおむね月80時間を超える時間外・休日労働時間とは、過去2か月間、 3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの月平均の時間外・休日労働時間が、 おおむね80時間を超えるという意味です。

されています。 正常な認識、行為選択能力や自殺行為を思いとどまる精 :的抑制力が著しく阻害され、 また、業務における強い心理的負荷による精神障害で、 、自殺に至る場合があると





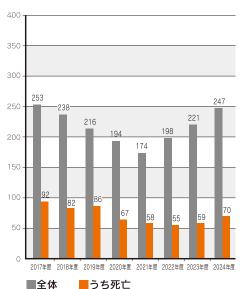
■精神障害に係る労災認定件数の推移



■全体 ■うち自殺(未遂を含む)

注) 労災認定件数は、当該年度内に「業務災害」及び「複数業務 要因災害」と認定した件数で、当該年度以前に請求があった ものを含む。

■脳・心臓疾患に係る労災認定件数の推移



三王仲 **2**00元

注) 労災認定件数は、当該年度内に「業務災害」及び「複数業務 要因災害」と認定した件数で、当該年度以前に請求があった ものを含む。 軽減 境 事と生活の調 過 労死 (職 労働 していくことは急務となってい 場 等 者の 風 \emptyset 土 原 健 を含 和 康管理 因 . ワー £ \mathcal{O} を形成の上、 ク・ライフ・バランス)を図るとと に係る措置を徹底 で あ る長 労働者の 時 、ます。 間 働 良好な職 心 を 理的 削 減 負

過労死等防止のための対策に関する大綱の数値目標(R6.8月変更)

過労死をゼロとすることを目指し、以下の目標を設定しています。

- ◎週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下(2028年まで) 特に、重点業種等のうち週労働時間60時間以上の雇用者の割合が高いものについて重点的に取組を推進する。
- ◎勤務間インターバル制度について、労働者数30人以上の企業のうち、
 - (1)制度を知らなかった企業割合を5%未満(2028年まで)
 - (2)制度を導入している企業割合を15%以上(2028年まで)

特に、勤務間インターバル制度の導入率が低い中小企業への導入に向けた取組を推進する。

- ◎年次有給休暇の取得率を70%以上(2028年まで)
- ◎メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上(2027年まで)
- ◎使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上(2027年まで)
- ◎自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を 50%未満(2027年まで)

■週労働時間40時間以上の雇用者のうち、 週労働時間60時間以上の雇用者の割合の推移



※資料出所:総務省「労働力調査」 ※資料は非農林業雇用者数により作成。



※資料出所:厚生労働省「就労条件総合調査」



業主が取り 組むべきことは? 減に向け

労働者の労働時間を正確に把握しましょう。

時間外・休日労働協定(36協定)の内容を労働者に周知 週労働時間が60時間以上の労働者をなくすように努めましょう。

.適正な労働時間の把握

労働時間を適切に管理できていないケースも見られます。 過重な長時間労働といった問題などの背景に、使用者が 把握する責務があります。現状では割増賃金の未払いや 者の労働時間を適切に管理し、労働時間の状況を適正に 使用者は労働基準法及び労働安全衛生法により、労働

|労働時間適正把握ガイドライン|で



詳しく解説しています。

[「時間外・休日労働協定(36協定)」の周知を]

超えて時間外労働をさせる場合、または休日労働をさせ 労働組合(ない場合には過半数代表者)と締結し、労働基 る場合には、労働基準法第3条に基づき、3協定を過半数 使用者が法定労働時間(原則、1日8時間、週4時間)を

> 過半数代表者の要件を周知してください。また、届け出ら 出する必要があります。3協定が適切に結ばれるように、 準監督署に届け出ることが義務づけられています。過半 れた3協定は見やすい場所へ掲示するなどして周知して することを明らかにした上で、投票、挙手などにより選 数代表者は、36協定を締結するための過半数代表者を選出 ください。

① 関連する国の目標

週労働時間4時間以上の雇用者のうち、週労働時間6時 間以上の雇用者の割合を5%以下とする(2028年まで)

2019年4月から、中小企業には2020年4月から適用され 働き方改革関連法により、時間外労働の上限規制が、大企業には

規定された勤務間インターバル制度の導入等、各取組を行うこと 臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。 また、長時間労働を削減するためには、労働時間等設定改善法に 時間外労働の上限は、原則として、月4時間、年360時間とし、



働きすぎによる健康障害を 止するために必要なことは?

積極的に支援すること、

事業主は労働者の健康づくりに向け

労働者は自らの健康管理に努めることが必要です。

の 確保および健康づくりを

睡

眠

時間

ばなりません。 健康確保の責務があることから、労働安全衛生法に基 習慣病の予防などの健康づくりに取り組むことも重要 図りましょう。労働者の必要な睡眠時間を確保し、生活 労働時間の削減、労働者の健康管理に係る措置の徹底を づき、医師による面接指導等の必要な措置を講じなけれ ナル制度対象労働者や管理監督者についても、事業主に です。また、裁量労働制対象労働者、高度プロフェッショ 過重労働による健康障害の防止のために、時間外・休日

しょう。 労働者も睡眠時間の確保や健康管理などを意識しま

[若年労働者などにも配慮 した対策を]

あります。 と能力が発揮できるように、事業主は、各々の特性 などについては、心身ともに充実した状態で意欲 に応じた過重労働防止のための配慮を行う必要が 若年労働者、高年齢労働者、障害者である労働者

ぶ時間外労働を強いられることがないように、 を講じましょう。 ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方の促進や、 メンタルヘルス不調の発生防止のための対策など 例えば、入社間もない若年労働者が長時間に及



高年齢労働者への取り組みは「高年齢労働者の 安全衛生対策について」で詳しく解説しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou oudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



見直せばよいですか?働き方はどのように

Answer

働き方ができる職場環境づくりを推進しましょう。事業主はワーク・ライフ・バランスのとれた

計画りな手欠有給木叚の取得などこ取り狙みまし使用者と労働者で話し合って

計画的な年次有給休暇の取得などに取り組みましょう。

制の構築が不可欠です。制の構築が不可欠です。といれば、単に法令を遵守するだけの構築が不可欠です。とが必要です。長時間労働や体に動き、しつかり休暇を取得できる職場環境づくりを進めることが必要です。長時間労働や休場環境づくりを進めることが必要です。長時間労働や体場環境づくりを進めることが必要です。長時間労働や体場環境ではなく、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和の構築が不可欠です。

♪関連する国の目標

年次有給休暇の取得率を70%以上とする(2028年まで)

合つて、年休の計画的な取得を推進しましょう。 アルバイトも同様)は、取得することができます。労使で話しの全労働日の8割以上の出勤の条件を満たした労働者(パート・られた権利です。労働基準法において①6か月間の継続勤務年次有給休暇(年休)は、法律で定められた、労働者に与え

ることが義務づけられました。うち年5日については、使用者が時季を指定して取得させ日数が年10日以上の全ての労働者に対して、年休の日数の2019年4月から、全ての企業において、法定の年休付与



勤務間インタ 企業のうち

ル制度について、労働者数3人以上の

する国

 \mathcal{O}

標

制度を導入している企業割合を15%以上とする(2028年まで)

制度を知らなかった企業割合を5%未満に

Question

 $A_{\it nswer}$

事 2

Ō

1

9

年

4

月 か

6

勤

務 間

パインタ

/ \

ル 制度 0

う導入が

業主の努力義務になりました。

勤務間

インタ

11

まとめたマニュアル、導入事 ル制度の導入・運用する際の

例があります。 ポイント等をと

勤務間 睡 労使で話し合い 眠 定時間以上 時 間 インタ を確保 の休息時間を設ける制度で、働く人の生活時間や 制度の導入に努めましょう。 ル 健康な生活を送るために有効なものです。 制 度は、終業時刻から翌日の始業時刻までの間

制度を導入する中小企業へ の助成金があります。

勤務間インターバル制度導入がもたらすメリット

勤務間インターバル制度を導入することによって、 事業主、従業員双方に以下のようなメリットが期待されます。

メリット1 従業員の健康の維持・向上につながります。

インターバル時間が短くなるにつれてストレス反応が高くなるほか、起床時疲労 感が残ることが研究結果から明らかになっています。十分なインターバル時間 の確保が、従業員の健康の維持・向上につながります。

メリット2 従業員の定着や確保が期待できます。

労働力人口が減少するなか、人材の確保・定着は、重要な経営課題になっていま す。十分なインターバル時間の確保により、ワーク・ライフ・バランスの充実を図 ることは、職場環境の改善等の魅力ある職場づくりの実現につながり、人材の確 保・定着、さらには、離職者の減少も期待されます。

メリット3 生産性の向上につながります。

十分なインターバル時間の確保は、仕事に集中する時間とプライベートに集中す る時間のメリハリをつけることができるようになります。このため、仕事への集 中度が高まり、製品・サービスの品質水準が向上するのみならず、生産性の向上 にも期待できます。

導入・運用マニュアル、導入事例を紹介

https://work-holiday.mhlw.go.jp/interval/ download.html



働き方改革推進支援助成金 (勤務間インターバル導入コース)について

https://www.mhlw.go.jp/stf/ seisakunitsuite/bunya/0000150891.html





rer 一 事

一事業主はメンタルヘルス対策を債極的に推進しり組むべきことは?

康を保つため

Answer

状況に気づき、セルフケアに努めましょう。労働者はストレスチェックにより、自身のストレスの事業主はメンタルヘルス対策を積極的に推進し、

[メンタルヘルスケアが重要]

また、メンタルヘルス不調等の場合、職場の上司・同僚対処することが必要です。 保つためには労働者自身がストレスに気づき、これに強い不安、悩み、ストレスを感じています。心の健康を強い不安、悩み、ストレスを感じています。心の健康を働く方の7割近くが、仕事や職業生活に関することで

げることが重要です。が不調のサインに気づき、必要に応じて専門家等につなまた、メンタルヘルス不調等の場合、職場の上司・同僚

量を十国内に見むしらい、が国家でた。 体制づくりや労働者等への教育・情報提供・相談窓口の設へのためには、事業主がメンタルヘルスケアのための



[ストレスチェックの実施を]

ます(施行は公布後3年以内))。
公布された改正労働安全衛生法により、義務となり(労働者数50人未満の事業場についても、令和7年5月にに対して医師による面接指導を行うことが必要でするトレスチェック)を実施し、高ストレス者で必要な者毎年1回労働者を対象にストレスの程度について検査

業主は集団分析をもとに職場改善に取り組みましょう。レス状況に気づき、セルフケアに努めましょう。また、事労働者はストレスチェック結果により、自身のスト

♪ 関連する国の目標

●メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を8%

● 使用する労働者数50人未満の小規模事業場における



「ストレスチェック実施プログラム(無料)

ストレスチェックの企業向けの相談窓口 「ストレスチェック制度サポートダイヤル」

) 570-031050(平日10時~17時 土・日・祝日、12月29日~1月3日を除く



職場におけるハラスメントを 防止するために講ずべき措置

※事業主は、これらの措置を必ず講じる必要があります。

● 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

- ① ハラスメントの内容・ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ② ハラスメントの行為者を厳正に対処する旨の方針・ 対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に 周知・啓発すること

● 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④ 相談窓口対応者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること

■ 職場におけるハラスメントへの事後の 迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥ 事実関係の確認ができた場合には、速やかに被害者 に対する配慮のための措置を適正に行うこと
- ⑦ 事実関係の確認ができた場合には、行為者に対する 措置を適正に行うこと
- ⑧ 再発防止に向けた取組を講ずること

● 併せて講ずべき措置

- 創 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知すること
- ⑩ 事業主に相談したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

●職場における妊娠・出産・育児休業等に 関するハラスメントの原因や背景となる 要因を解消するための措置

① 業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者その 他の労働者の実情に応じた必要な措置の実施

※カスタマーハラスメント対策が中小企業を含む全ての企業の義務となります(施行日:公布日(令和7年6月11日)から1年6月以内の政令で定める日)。事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。

ハラスメント対策について厚生労働省HPで 詳しく解説しています。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

ハラスメント対策の総合情報サイト 「あかるい職場応援団」もご活用ください。 https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/



Question

Answer

労 取 相 事 働 者 組 は 職 0 場 防 周 の か ら ま 0 再 ょ は 防 ٦H | 至 ス を 防 る 止 ま す で る 0 必 要 捙 が \mathcal{O} た あ 防 1) ٦ŀ 拉 ま

す



努めましょう。



どのように対応すべき? 働き方を導入する場合は

Answer

環境を整備することが重要です。企業も労働者も安心して取り組むことができるテレワークなどの働き方の導入にあたっては、

[テレワーク]

よる時間外労働の削減や生産性

テレワークは、業務効率化に

適切なテレワーク環境の整備にの向上に資する等、労使ともにの向上に資する等、労使ともにの向上に資する等が生じる」「顔に気づきにくい」等の理由による健康障害のおそれや、テレワーク時のハラスメントの発生について留意する必要があります。

当使双方で十分に話し合い、労使双方で十分に話し合い。

[副業·兼業]

置を講じるようにしましょう。というのとが重要です。労使コミュニケーションをとり、必要な措が阻害されないように、長時間が阻害されないように、長時間が阻害されないように、長時間が阻害されないように、長時間労働によって労働者の健康では、とっても優秀な人材の獲得・流出とっても優秀な人材の獲得・流出とってもの安定の手段として副学働を防止することや健康確保を対しましょう。

[フリーランス]

ました。 フリーランスが安心して働く フリーランスが安心して働く フリーランスと を目的 環境の整備を図ることを目的 できる環境を整備する とする「フリーランスが安心して働く フリーランスが安心して働く

テレワークの適切な導入 及び実施の推進のための ガイドライン

発注事業者に対し義務付けてリーランスに業務委託を行うの措置を講じること等をフ

働省HPをご確認ください。います。詳しい情報は、厚生労



副業・兼業については 厚生労働省HPへ



フリーランス・事業者間取引適正化等法については厚生労働省HPへ



【労働者用】自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト

示やハラスメント防止のため

この法律では、取引条件の明



【事業者用】テレワークを行う労働者の 安全衛生を確保するためのチェックリスト





備えて取り組むべき対策は? 7働者が過労死等の危険を感じた場合に

Answer

労働者は自身の不調に気がついたら、

早めの相

早めに周囲の人や、医師などの専門家に相談しましょう。

上司・同僚等も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等に 事業主は労働者が相談に行きやすい環境づくりが必要です。 つなぐことができるようにしていくことが重要です。

.相談しやすい環境の整備を]

現在、国や民間団体により相談窓口が多く設置されてい現在、国や民間団体により相談窓口が多く設置されてい現在、国や民間団体により相談窓口が多く設置されてい現在、国や民間団体により相談窓口が多く設置されてい

することを心がけましょう。 ▼diwald (P13.P14<) 調に気がついたら、ためらわずに周囲の人や専門家に相談動者の不調に気づき、相談に行くことを勧めるなど適切に働者の不調に気づき、相談に行くことを勧めるなど適切による労い止のための対策の重要性を認識し、過重労働による労さらに、職場以外においては、家族・友人等も過労死等

●関連する国の目標

50%未満とする(2027年まで)悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を悩みの仕事や職業生活に関することで強い不安、

- 本チェックリストでは、健康障害防止の視点から、これまでの医学研究の結果などに基づいて、疲労蓄積度が判定できます。
- このチェックリストは、労働者の疲労蓄積を、自覚症状と勤務の状況から判定するものです。
- あなたの仕事による疲労蓄積度を把握し、対策に役立ててください。

記入年月日	年	月	Н
		/ J	ш

2.最近1か月間の勤務の状況 各質問に対し、最も当てはまる項目の□に√を付けてください。

1.1か月の労働時間(時間外・休日労働時間を含む)	□ ない又は適当(O)	□ 多い(1)	□ 非常に多い(3)
2. 不規則な勤務(予定の変更、突然の仕事)	□ 少ない(0)	□多い(1)	
3. 出張に伴う負担(頻度・拘束時間・時差など)	□ ない又は小さい(0)	□ 大きい (1)	
4. 深夜勤務に伴う負担**2	□ ない又は小さい(O)	□ 大きい (1)	□ 非常に大きい(3)
5. 休憩・仮眠の時間数及び施設	□ 適切である (O)	□ 不適切である(1)	
6. 仕事についての身体的負担**3	□ 小さい(0)	□ 大きい (1)	□ 非常に大きい(3)
7. 仕事についての精神的負担	□ 小さい(0)	□ 大きい (1)	□ 非常に大きい(3)
8. 職場・顧客等の人間関係による負担	□ 小さい(0)	□ 大きい (1)	□ 非常に大きい(3)
9. 時間内に処理しきれない仕事	□ 少ない(0)	□多い(1)	□ 非常に多い(3)
10. 自分のペースでできない仕事	□ 少ない(0)	□多い(1)	□ 非常に多い(3)
11. 勤務時間外でも仕事のことが気にかかって仕方ない	□ ほとんどない(0)	□ 時々ある(1)	□ よくある(3)
12. 勤務日の睡眠時間	□ +分(0)	□ やや足りない(1)	□ 足りない (3)
13. 終業時刻から次の始業時刻の間にある休息時間**4	□ 十分 (0)	□ やや足りない(1)	□ 足りない(3)

※2:深夜勤務の頻度や時間数などから総合的に判断して下さい。深夜勤務は、深夜時間帯(午後10時-午前5時)の一部または全部を含む勤務を言います。 ※3:肉体的作業や寒冷・暑熱作業などの身体的な面での負担 ※4:これを勤務間インターバルといいます。

【勤務の状況の評価】各々の答えの()内の数字を全て加算してください。

合計点

 A
 O点
 B
 1~5点
 C
 6~11点
 D
 12点以上

疲労蓄積予防のための対策

疲労蓄積度の 点数が2~7の人 は、<mark>疲労が蓄積されている可能性</mark> があり、 チェックリストの2に掲載されている"勤務の状況"の項目の改善が必要です。



- ・個人の裁量で改善不可能な項目については、勤務の状況を改善するよう上司や産業医等に相談してください。
- 仕事以外のライフスタイルに原因があって自覚症状が多い場合も見受けられます。● 睡眠や休養などを見直すことも大切です。
- 時間外・休日労働時間が月45 時間を超えていれば、労働時間の短縮を検討してください。

労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト

1.最近1か月間の自覚症状 各質問に対し、最も当てはまる項目の□に√を付けてください。

1. イライラする	□ ほとんどない (O)	□ 時々ある(1)	□ よくある(3)
2. 不安だ	□ ほとんどない (O)	□ 時々ある(1)	□ よくある(3)
3. 落ち着かない	□ ほとんどない (O)	□ 時々ある(1)	□ よくある(3)
4. ゆううつだ	□ ほとんどない (O)	□ 時々ある(1)	□ よくある(3)
5. よく眠れない	□ ほとんどない (O)	□ 時々ある(1)	□ よくある(3)
6.体の調子が悪い	□ ほとんどない (O)	□ 時々ある(1)	□ よくある(3)
7. 物事に集中できない	□ ほとんどない (O)	□ 時々ある(1)	□ よくある(3)
8. することに間違いが多い	□ ほとんどない (O)	□ 時々ある(1)	□ よくある(3)
9. 仕事中、強い眠気に襲われる	□ ほとんどない (O)	□ 時々ある(1)	□ よくある (3)
10. やる気が出ない	□ ほとんどない (O)	□ 時々ある(1)	□ よくある(3)
11. へとへとだ(運動後を除く) ^{※1}	□ ほとんどない (O)	□ 時々ある(1)	□ よくある(3)
12. 朝、起きた時、ぐったりした疲れを感じる	□ ほとんどない (O)	□ 時々ある(1)	□ よくある(3)
13. 以前とくらべて、疲れやすい	□ ほとんどない (O)	□ 時々ある(1)	□ よくある(3)
14. 食欲がないと感じる	□ ほとんどない (O)	□ 時々ある(1)	□ よくある(3)
※1:ヘとへと:非常に疲れて休に力がなくなったさま	•	•	•

【自覚症状の評価】各々の答えの()内の数字を全て加算してください。

合計 点

Ⅳ 15点以上

総合判定

1.2の結果を次の表を用い、自覚症状、勤務の状況の評価から、 あなたの疲労蓄積度の点数(0~7)を求めてください。

【仕事による負担度点数表】

	勤務の状況				
		Α	В	С	D
	Т	0	0	2	4
自覚	Ш	0	1	3	5
目覚症状	III	0	2	4	6
1/\	IV	1	3	5	7

※ 糖尿病、高血圧症等の疾患がある方の場合は判定が正しく行われない可能性があります。
--

	点 数	疲労蓄積度
भवा	0~1	低いと考えられる
判 定	2~3	やや高いと考えられる
Æ	4~5	高いと考えられる
	6~7	非常に高いと考えられる

あなたの疲労蓄積度の点数は

点(0~7)

職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●産業保健総合支援センター

全国で、事業者、産業保健スタッフ(産業医、衛生管理者など)に向けた、健康管理や メンタルヘルス対策のための個別訪問支援や専門的な相談などの対応を無料で行っています。 また、産業保健スタッフへの研修や、事業者・労働者向けの啓発セミナーを開催しています。

https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx



●こころの耳(ポータルサイト)

職場におけるメンタルヘルス対策に関する最新情報や取組事例、働く方のセルフケアに役立つ ツール等、様々なコンテンツを提供しています。

https://kokoro.mhlw.go.jp/



●こころの耳電話相談、メール相談、SNS相談

働く方やその家族等からのメンタルヘルス不調等について無料で相談に応じています。

■電話相談 0120-565-455 月~金 17:00~22:00/土・日 10:00~16:00(祝日及び年末年始を除く)

【メール相談】24時間受付

SNS相談 月~金 17:00~22:00/土・日 10:00~16:00(祝日及び年末年始を除く)



●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を抱えていたら、相談してください。 電話やSNSの相談窓口を紹介しています。

https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/



◎過労死等防止のための取組

●厚生労働省 過労死等防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000053725.html



●過労死等防止調査研究センター(RECORDs)

過労による労働災害の解明と防止を目標に研究成果を公開しています。 https://records.johas.go.jp/





◎過労死の防止のための活動を行う民間団体の相談窓[

●過労死等防止対策推進全国センター

https://karoshi-boushi.net/





●全国過労死を考える家族の会

https://karoshi-kazoku.net/



●過労死弁護団全国連絡会議(過労死110番全国ネットワーク)

https://karoshi.jp/





○労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、 総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。日本語の他、13言語に対応しています。 "Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610 平日 17:00~22:00/±・日・祝日 9:00~21:00(12/29~1/3を除く)



●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家族向け、 事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/



ハラスメントに関するご相談は・・・

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントを含む労働問題に関するあらゆる分野について相談を受け付けています。 http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html



●都道府県労働局雇用環境·均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。 https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf



●あかるい職場応援団(ポータルサイト)

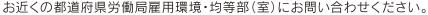
ハラスメント対策に役立つ情報の提供を行っています。 https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/



働き方・休み方の見直しに関する取組支援を希望する場合は・・・

●働き方・休み方改善コンサルタント

労働時間、休暇・休日などに関するご相談に対し、電話のほか、個別訪問により、改善に向けたアドバイスを無料で行っています。



https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf



●働き方・休み方改善ポータルサイト

企業や社員が「働き方」や「休み方」を自己診断することで、 自らの「働き方」や「休み方」を「見える化」し、改善のヒントを見つけられるサイトです。 https://work-holiday.mhlw.go.jp/



11月は過労死等防止啓発月間です。

過労死等啓発月間には、過重労働解消キャンペーンを実施しています

労使の主体的な取組を促進します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

労働局長によるベストプラクティス企業の職場訪問等を実施します

都道府県労働局長が管内の企業を訪問する等により、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を 収集し、広く紹介します。

長時間労働が疑われる事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

労働相談を実施します

11月1日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国 一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相 談に応じます。

相談無料

4

令和**7年11月1**日(土) 9:00~17:00

なくしましょう 國 0120-79

11月1日~7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、 「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細 bttps://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/



5

過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、 「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。 *詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ 🕨 https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/



11月を中心に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止 について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ ▶ https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/

参加費無料



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないように、 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。



「しわ寄せ」防止特設サイト https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/





高知会場



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進シンポジウム



過労死をゼロにし、健康で充実して 働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、 また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加無料

事前申込



2025年 11月 25日(火)

13:30~16:00 (受付13:00~)



ちよテラホール

(高知市知寄町2丁目1-37 ちより街テラス3F)

基調講演



「過労死の実情と 求められる防止策」

#護士/八王子合同法律事務所 **白神 優理子**氏

○特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム

Q

主催:厚生労働省後援:高知県

協力:過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議



二次元バーコードを 読み込んで下さい。

高知会場

プログラム

[高知労働局からの報告] **高知労働局 労働基準部監督課**

[基調講演]

「過労死の実情と求められる防止策」

白神 優理子 氏 (弁護士/八王子合同法律事務所)

[企業からの取り組み事例発表]

「働きやすい職場環境づくりの取り組み」 協同食品株式会社

[過労死遺族の声]

■会場のご案内

ちよテラホール

(高知市知寄町2丁目1-37 ちより街テラス3F)

- ・【バス】とさでん交通バス「知寄町二丁目」下車 徒歩1分
- ・【路面電車】とさでん交通路面電車「知寄町二丁目」下車徒歩1分

参加申し込みについて

- ▶会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶申し込みはWebまたはFAXでお願いします。
- ▶受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
- ▶参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

白神 優理子氏

八王子合同法律事務所

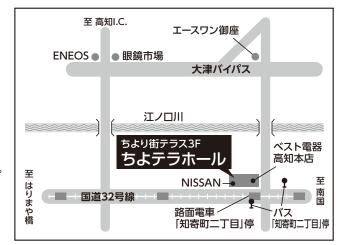
取り組んでいる事件は、横田基地騒音公害訴訟、原爆症認定訴訟、過労死をはじめとした労災・労働事件、年金請求、市民の権利に関する事件に多数取り組んでいる。憲法や労働問題など全国各地での講演は600回以上。

[著書]

『弁護士白神優理子が語る日本国憲法は希望』 (平和文化社)

[共著]

『学校と教師を壊す「働き方改革」』(花伝社)



◎Webからのお申し込みはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

1天元

https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/



- ●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。 FAX番号 052-915-1523
- ●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 → □ 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム[参加申込書]			
□ 経営者 [□に √ をお願いいたします。 □ 会社員 □ 公務員 □ 団体職員 務士 □ パート・アルバイト □ 学生	□ 教職員□ 医療関係者□ 過労死等の当事者・家族	□ 弁護士
お名前 5名以上のお申込みは、 別紙(様式自由)にて FAXしてください。	ふりがな	ふりがな	
連絡先	TEL: FAX: E-mail:		
企業•団体名			

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供を いたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html)」に従い適切な保護措置を請じ、厳重に管理いたします。